

当院における保険診療

2022年4月からの不妊治療の保険適用開始を受け、当院でも保険診療を実施します。保険診療を行う場合は、*「一連の治療」を保険診療の範囲内で行う必要があります。厚生労働省の指導により、保険診療と自費診療の混合診療を行うことはできないため、診療の一部でも自費での診療を行う場合や、適用外の薬を使用する場合には混合診療となり、すべての治療費を自費料金にてお支払いいただくこととなります。一度保険診療で治療を開始しますと、その治療で得られた胚をすべて移植し終えるまで、その間に行う治療や検査は、保険で定められたもののみとなりますのでご了承ください

*「一連の治療」とは、採卵のための投薬から胚移植後の妊娠判定前まで

保険診療で治療を行うためには、治療開始時に治療計画書を作成し、一連の治療をその計画に基づいて行う必要があります。

保険診療で行う初回治療開始時は、治療計画書の作成時に

原則お二人の同席の上、同意を得ることが義務付けられています